

名水百選ロゴマーク等使用規程

令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、環境省選定名水百選ロゴマーク等（以下「ロゴマーク等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 ロゴマーク等の使用に係る管理事務は、環境省水・大気環境局環境管理課（以下「管理課」という。）が行う。

(コンセプト及び仕様等)

第3条 ロゴマーク等の仕様等については、別紙に掲げるものとする。

(使用の制限)

第4条 環境省の職員以外の第三者は、次に掲げる場合を除き、ロゴマーク等を使用することはできない。

- 一 テレビ、新聞、雑誌等の報道機関等が名水百選に関する報道を目的として使用する場合
- 二 環境省からの依頼を受けて名水百選ロゴマーク等入りの物品等を製作する場合
- 三 環境省の委託を受けて実施する事業等において製作する資料や物品に使用する場合
- 四 その他名水百選の広報活動に資する場合であって、環境省水・大気環境局環境管理課長（以下「管理課長」という。）が使用を認めた場合

(内容の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合、ロゴマーク等を使用することはできない。

- 一 国民の利益を害するおそれがある場合
- 二 営利を主たる目的とする場合
- 三 特定の思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- 四 特定の商品等の品質や安全性を保証する目的で利用されるおそれがある場合
- 五 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- 六 前各号に掲げるもののほか、管理課長が不適切と認めた場合

(申請)

第6条 環境省の職員以外の第三者が、第4条第4号の規定によりロゴマーク等を使用しようとする場合は、使用を開始する日の10日前(土・日曜日及び祝祭日を除く。)までに、名水百選ロゴマーク等使用申請書(様式1)を管理課長に提出しなければならない。

- 2 管理課長は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合には、名水百選ロゴマーク等使用承認書(様式2)により通知するものとする。
- 3 管理課長は前項の環境省ロゴマーク使用承認書を通知する場合に、ロゴマーク等の使用に関する条件を付すことができる。
- 4 申請内容から変更がある場合には管理課に相談することとする。

(使用の差し止め)

第7条 ロゴマークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、管理課長はロゴマーク等の使用を差し止めることができる。

- 一 この規程に違反して使用した場合
- 二 第6条第1項に基づき提出された申請書に虚偽の記載があった場合
- 三 使用者が法令に違反した場合
- 四 前各号に掲げるもののほか、管理課長が不適切と認めた場合

(使用料)

第8条 ロゴマーク等の使用料は無料とする。

(ロゴマークに関する権限)

第9条 ロゴマークに関する一切の権限は、管理課に帰属する。

(事故、苦情等の処理)

第10条 ロゴマーク等を使用した物、施策、活動等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下で必要な措置を講ずるものとする。また、ロゴマークの使用により生じた一切の損害について責任を負わないものとする。

(規定の改定)

第11条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

(附則)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。